

第 10 章 居住誘導区域外におけるまちづくりの方向性

居住誘導区域外においては、「第 2 次国東市総合計画」や「第 2 期国東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「国東市都市計画マスタープラン」、「国東市景観計画」等の上位・関連計画であると連携した取組を進めていくものとし、主に以下の施策に取り組んでいきます。

■ 地域拠点の拠点性の維持・強化

- ・ 国見、武蔵、安岐地域の日常生活を支える各地域の中心的な拠点については、総合支所機能、教育機能、文化機能、医療・福祉機能、防災機能、商業業務機能等、従来から立地する市民生活サービス機能の拡充と、バスによるアクセスの向上を推進し、拠点性の維持・強化を図ります。

■ 歴史文化資源の活用

- ・ 市内に分布する多様な自然・歴史・文化資源を保全し、観光や交流の場として積極的に活用し、アクセス道路の整備、駐車場の確保、案内所の整備等を推進します。

■ 農業の振興

- ・ 既存農地では、優良農地の確保に努め、無秩序な農地転用による新たな宅地化の抑制を図ります。
- ・ 世界農業遺産に認定された国東半島固有の農業生産システムの積極的な維持・保全を図ります。
- ・ 田園景観や谷筋の個性ある景観を保全します。

■ 企業立地の推進

- ・ 空港周辺から国道 213 号と県道 201 号が平行して配置されている帯状のエリアについては、周辺の自然環境の保全に配慮しながら、新たな企業立地を推進するとともに、住宅市街地としての活用を図ります。

■ 都市計画制度の運用による良好な都市形成

- ・ 空港周辺地域においては、立地を活かした良好な都市形成を図るため、都市計画の再編とともに、準都市計画区域の指定についても検討します。

■ 日常生活を支える公共交通の確保

- ・ 路線バスとコミュニティバスについては、利用者のニーズに合わせた公共交通の維持・充実を図ります。
- ・ 公共交通利用に係る積極的な情報提供や高齢者に向けた環境整備等、公共交通の利用促進施策についても取組の強化を図ります。